奈良市職員の退職管理に関する条例4条第2項の規定に基づく再就職状況の公表

奈良市では、地方公務員法に基づき、平成 28 年 4 月 1 日から「奈良市職員の退職管理に関する条例」を施行し、適正な退職管理に取り組んでいます。

条例では、課長級ポスト以上の管理職員の経験がある元職員は、離職後2年間に、民間企業、公益的法人等に再就職した場合には、再就職先の名称や地位等を届け出ることとし、届出を受けた再就職情報については、毎年度、公表されます。

令和元年12月1日から令和2年11月30日までに届出を受けた再就職の状況は次のとおりです。

退職時の補職	氏名	退職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先における地位
館長	奥田 喜隆	令和2年3月31日	令和2年4月1日	株式会社リブネット	館長